

人権擁護委員に 菅原さんと三浦さん

今回、町内を担当区域とする人権擁護委員に、菅原吉紀さん(10区)と三浦英子さん(11区)が法務大臣から委嘱されました。任期は平成30年7月1日から3年間です。



菅原吉紀さん
【新任】
(平泉字祇園)



三浦英子さん
【新任】
(平泉字志羅山)

8月5日は平泉町長選挙の投票日です

- 投票日時…8月5日(日) 7:00~18:00
- 投票場所…投票所一覧の通り
- 開票日時と場所
8月5日(日) 19:15~ 平泉小学校体育館
- 期日前投票について
投票日に何らかの用事で投票できない人は、期日前投票をすることができます。
▷期間…8月1日(水)~4日(土)
▷時間…8:30~20:00
▷場所…役場3階委員会室2
- 問い合わせ先…町選挙管理委員会 ☎46-2111(内線380)

投票所一覧

投票区	投票所名
第1	第2区公民館
第2	戸河内コミュニティセンター
第3	4区ふれあいセンター
第4	第7区公民館
第5	佐野公民館
第6	平泉町役場
第7	長部地区交流センター
第8	平泉町公民館長島分館
第9	コミュニティセンター潤いの郷悠悠

放射線量などの測定状況

- 問い合わせ先
- ▷放射線全般…放射線対策室 ☎46-2125
 - ▷農産物測定…農林振興課 ☎46-5564
 - ▷給食食材測定…教育委員会 ☎46-5576

<町内農産物などの測定結果>

品目	産地	測定件数	放射性セシウム134と137の合計値(ベクレル/kg)	備考
ミズ	長島	1	不検出	基準値未満

▷測定日は6月13日~7月11日

<7月の定点地点放射線量測定結果>

毎月測定している公民館・小学校などの定点地点(町内33カ所)の空間放射線量測定結果については、全測定地点において、国の除染基準である0.23マイクロシーベルト/時を超える地点はありませんでした。

<学校給食食材の測定結果>

学校や保育所で使用・提供される給食食材や給食の放射性セシウムを測定した結果、全ての食材、学校給食で不検出の結果となりましたので、安全が確認されています。

▷食材測定品目(産地)

ジャガイモ(平泉)・タマネギ(平泉・長島)

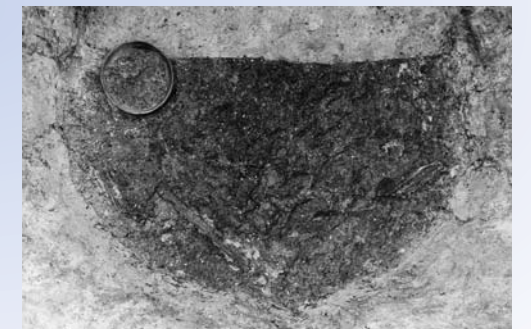
▷測定日…6月20日~7月11日



発掘最前線 164

—加羅之御所跡第28・29次発掘調査—

65×55センチの掘り込みがあり、底には炭が広がっていました。かわらけは大きさ14.5センチの手づくねです。この遺構は建物に伴い、地鎮のためにかわらけを埋めたと考えられます。両方とも、かわらけの形状から12世紀の遺構と考えられます。



かわらけと種の出土状況(28次上から)

平泉を掘る

今年の4月から7月にかけて、泉屋地内で隣接した2カ所の発掘調査を行いました(28次・29次調査)。両箇所からは掘立柱建物跡や井戸跡、便所跡、溝跡などが見つかっています。今回はかわらけが納められていた2つの遺構を紹介します。

28次調査では、底にウリの種が堆積している土坑が見つかりました。直径が1.0センチ程度の円形をしていて深さは60センチで、これは便所跡と考えられます。種が堆積した上に置いたと思われ、15.5センチの手づくねかわらけが見つかりました。町内の例では井戸跡でもかわらけを並べたり、中国産の壺や碗を納めていたりして井戸鎮めをしており、この便所でも同じ様に、土を埋める前に清めや災いが無いようになどの思いを込め、かわらけを納めたと考えられます。

29次調査でもかわらけを底近くに置いている直径



大文字送り火で使用する塔婆を収集します

◎大文字送り火

■日時：8月16日(木) 午後8時点火

◎塔婆の収集について
送り火で使用する塔婆は、8月7日(火)までに各地区の公葬地の所定場所に収集してください。(板塔婆のみ回収)

■問い合わせ先
観光商工課 ☎46-5572

若者会議委員を追加募集します

若者会議は、現在9人の委員で構成されていますが、定員に満たないため若者会議委員を追加募集します。町を盛り上げてくれる若者をお待ちしています。

■会議の内容

▽町の実施する事業に関する意見交換
▽まちづくりおよび地域振興に関する意見交換

■問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

■応募資格

おおむね20歳から45歳の町民で、まちづくりに意欲がある人

■募集人数：3人
※定員になり次第募集を締め切ります。

毎月勤労統計調査特別調査へのお願い

厚生労働省では、平成30年7月31日現在で常用労働者を1~4人雇用している事業所を対象に毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、小規模事業所における賃金、労働時間および雇用の実態について全国および都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議などに使用されています。

調査対象となる事業所には8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いし調査票を作成します。調査票に記入した内容は統計法により厳しく秘密が守られ、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

対象となった事業所の皆さまは調査への回答をよろしくお願います。

■問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578